

# 兵庫県公報

平成25年3月1日 金曜日 第2470号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成20年兵庫県告示第1266号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）の一部改正（生活衛生課）	1
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	2
○平成25年度前期技能検定の実施（能力開発課）	3
○平成25年度随時実施の3級、基礎1級及び基礎2級技能検定の実施（同）	7
○家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	8
○漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	9
○保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○同 上（同）	13
○洲本都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	13
○西播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	14
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	14
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	14
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	15
○景観形成地区の指定（都市政策課）	15
○景観形成基準の決定（同）	15
○景観影響評価準備書の縦覧等（同）	18
○景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（同）	18
<b>公 告</b>	
○特約業者の指定の取消し（税務課）	19
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	19
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	20
○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	20
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	22
<b>病院局公告</b>	
○落札者等の公示（県立尼崎病院）	23
○同 上（県立塚口病院）	23
○同 上（県立淡路病院）	23
○同 上（同）	24
○同 上（同）	24
○同 上（県立がんセンター）	25
○随意契約の相手方等の公示（県立淡路病院）	25
○同 上（同）	26
○同 上（同）	26

## 告 示

### 兵庫県告示第290号

平成20年兵庫県告示第1266号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月1日

兵庫県知事 井戸敏三

第2項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当する公衆浴場は、前項の規定は適用しない。

- (1) 公衆浴場法基準条例（昭和39年兵庫県条例第64号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
- (2) 神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年神戸市条例第43号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
- (3) 姫路市公衆浴場法基準条例（平成24年姫路市条例第70号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
- (4) 尼崎市浴場業に関する条例（平成24年尼崎市条例第62号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
- (5) 西宮市公衆浴場法施行条例（平成24年西宮市条例第42号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場



**兵庫県告示第291号**

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成25年3月1日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
いずみ薬局	株式会社 ブシューケ 代表取締役 柴田 裕佳	神戸市灘区泉通1丁目4番11号	平成25年1月1日
神戸市立医療センター中央市民病院（医科）	地方独立行政法人 神戸市民病院機構 理事長 菊池 晴彦	同 市中央区港島南町2丁目1番地の1	平成23年7月1日
あんしん病院	岩崎 安伸	同 市同 区港島南町1丁目4番12号	平成25年1月1日
神戸市立医療センター中央市民病院（歯科）	地方独立行政法人 神戸市民病院機構 理事長 菊池 晴彦	同 市同 区港島南町2丁目1番地の1	平成23年7月1日
ハザマ薬局 神戸がんサポートセンター店	ファルメディコ 株式会社 代表取締役 狭間 研至	同 市兵庫区荒田町2-1-34	平成25年1月1日
オーダー薬局 新開地店	有限会社 オルデン 代表取締役 藤原 勲	同 市同 区大開通2-3-22 甲南アセット大開ビルB-1	同 月5日
医療法人社団 しもかどクリニック	医療法人社団 しもかどクリニック 理事長 下門 清志	同 市垂水区平磯4丁目3番21号	平成24年12月21日
向原クリニック	向原 進一	同 市西区大津和1-7-8 West 2000 302	平成22年10月1日
落合眼科医院	落合 春幸	同 市同区前開南町1-2-1 伊川谷駅ビル2F	平成25年2月1日
医療法人社団 西川内科医院	医療法人社団 西川内科医院 理事長 西川 真司	姫路市南町5番 モルティひめじ	同 年1月1日
井内歯科医院	井内 敬詞	同 市御国野町御着300-6	同
高橋内科	高橋 洋二	尼崎市杭瀬本町1丁目9-18	平成25年1月4日
はやし皮フ科クリニック	林 一弘	同 市西大物町12-41 アマゴッタ4階	同
らいふ薬局 武庫川店	ハートライフ 株式会社 代表取締役 音地 幸雄	同 市武庫川町2-38-3	平成25年1月10日
片平クリニック	医療法人社団 片平クリニック 理事長 片平 敏雄	明石市大明石町2丁目3番43号 ソーシン大明石101	平成24年12月25日
大明石町すみれ薬局	株式会社 グッドブランニング 代表取締役 吉田 盛範	同 市大明石町2丁目3-43 ソーシン大明石	平成25年1月1日

みやけ内科クリニック	三宅 光富	西宮市神楽町11-27 ブルーノ夙川2F	平成24年10月17日
いわはし眼科クリニック	岩橋 洋志	同 市末広町2-15	平成25年1月1日
おやどまりクリニック	医療法人社団 おやどまりクリニック 理事長 親泊 英善	同 市上ヶ原四番町4番1号	同
かなやま眼科クリニック	金山 慎太郎	同 市室川町4-20 ニュー室川ビル102号	同
なかおクリニック泌尿器科	医療法人社団 優会 よしおかクリニック泌尿器科 理事長 吉岡 優	同 市相生町6番37号 夙川メディックビル2F	同
ナチュラルスマイル西宮北口歯科	医療法人社団 ナチュラルスマイル会 理事長 児玉 秀樹	同 市北口町1-2-136-221-2 アクタ西宮東館2F	同
久寿川つばさ薬局	メルク 株式会社 代表取締役 櫻山 嘉彦	同 市今津曙町11-6 メルクビル1F	平成24年9月1日
医療法人社団 有晃会訪問看護ステーションふくろう	医療法人社団 有晃会 理事長 船本 金信	同 市甲子園浦風町6-20	平成25年1月20日
訪問看護センターYOU	特定非営利活動法人 宝塚総合福祉研究所 理事長 足利 学	伊丹市御願塚4丁目5-1	平成24年12月10日
アルカ西脇薬局	株式会社 ナガタ薬品 代表取締役 中島 康伸	西脇市小坂町字横溝172-1	平成25年1月1日
さだおか歯科医院	貞岡 岐信	宝塚市三笠町6-23 トーホームマンション第2 1階	同
ピオラ調剤薬局	メグコーポレート 株式会社 代表取締役 松山 恵美子	同 市逆瀬川1-8-25	同
ゆうゆう訪問看護ステーション	医療法人社団 魚川医院 理事長 青木 裕加	高砂市米田町米田925-17	同
整形外科ふくしまクリニック	医療法人社団 整形外科ふくしまクリニック 理事長 福島 久徳	三田市中央町9番36号	同
西村医院	西村 道也	加西市中野町48-1	平成24年12月1日
繁田薬局 中野店	繁田 義康	同 市中野町53-2	同
北歯科医院	北 洋介	篠山市東岡屋277-3	平成25年1月1日



**兵庫県告示第292号**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成25年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 試験日程及び実施職種**

(1) 学科試験

別表のとおり行う。

(2) 実技試験

別表の検定職種について、平成25年6月5日（水）から同年9月10日（火）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。ただし、金属熱処理及び写真を除く3級職種に関しては、平成25年6月5日（水）から同年8月11日（日）までの間において、協会が別途指定する日に行う。

**2 試験場所**

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

(受検申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、神戸県民局県民室商工労政課、阪神南県民局阪神活性化参事産業振興・地域連携課、阪神北県民局北摂都市活性化参事商工労政課、東播磨県民局流域文化参事ものづくり産業課、北播磨県民局まちむら交流参事商工労政課、中播磨県民局交流観光参事商工労政課、西播磨県民局元気づくり参事商工労政課、但馬県民局地域政策室産業観光課、丹波県民局大丹波連携参事産業・ツーリズム課及び淡路県民局県民生活室商工労政課並びに協会において配布する。)

イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出期間

平成25年4月8日(月)から同月19日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
 郵送による場合は平成25年4月19日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号(兵庫勤労福祉センター 1F)  
 兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を現金で納付すること。  
 なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。  
 イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

平成25年10月4日(金)に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課及び協会において「平成25年度前期技能検定合格者名簿」を設置して行うほか、協会ホームページにおいて合格者の受検番号を公表することにより行う。ただし、金属熱処理及び写真を除く3級職種に関しては、同年8月23日(金)に行う。  
 なお、電話による可否の回答は行わない。

(2) 合格通知

技能検定合格者には兵庫県から、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、平成25年10月4日(金)付けの書面でそれぞれ通知する。ただし、金属熱処理及び写真を除く3級職種に関しては同年8月23日(金)付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。  
 このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課  
電話 (078) 362-3369
- (2) 兵庫県職業能力開発協会  
電話 (078) 371-2091

別表

(1級及び2級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
造園	造園工事	平成25年8月25日(日)	16,500	3,100

金属熱処理	一般熱処理			
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理			
	高周波・炎熱処理			
金属プレス加工	金属プレス			
産業車両整備	産業車両整備			
プラスチック成形	射出成形			
とび	とび			
築炉	築炉			
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事			
	シーリング防水工事			
化学分析	化学分析			
塗装	建築塗装			
	金属塗装			
	噴霧塗装			
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作	平成25年 9月 1日 (日)	13,700	3,100
粉末冶金	成形・再圧縮		16,500	
機械加工	普通旋盤			
	数値制御旋盤			
	フライス盤			
	数値制御フライス盤			
	横中ぐり盤			
	ジグ中ぐり盤			
	平面研削盤			
	円筒研削盤			
	心無し研削盤			
	ホブ盤			
	マシニングセンタ			
鉄工	製缶			
	構造物鉄工			
めっき	電気めっき			
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト			
電子機器組立て	電子機器組立て			
建設機械整備	建設機械整備			
木型製作	模型製作			
家具製作	家具手加工			
建具製作	木製建具手加工			
印刷	オフセット印刷			
左官	左官			

畳製作	畳製作			
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事			
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作			
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ			
	広告面粘着シート仕上げ			
写真	肖像写真デジタル	平成25年 9月 4日 (水)		
園芸装飾	室内園芸装飾	平成25年 9月 8日 (日)		
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造			
	銅合金鋳物鋳造			
	軽合金鋳物鋳造			
放電加工	数値制御形彫り放電加工			
	ワイヤ放電加工			
建築板金	内外装板金			
	ダクト板金			
工場板金	曲げ板金			
仕上げ	治工具仕上げ			
	金型仕上げ			
	機械組立仕上げ			
切削工具研削	工作機械用切削工具研削			
電気機器組立て	回転電機組立て			
	変圧器組立て			
	配電盤・制御盤組立て			
	開閉制御器具組立て			
	回転電機巻線製作			
鉄道車両製造・整備	内部ぎ装			
	配管ぎ装			
	電気ぎ装			
石材施工	石張り			
ブロック建築	コンクリートブロック工事			
タイル張り	タイル張り			
表装	表具			
	壁装			
フラワー装飾	フラワー装飾			

(3級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料 (円)	
			実技試験	学科試験
園芸装飾	室内園芸装飾	平成25年 7月21日 (日)	16,500 (11,000)	3,100
造園	造園工事			

機械加工	普通旋盤	平成25年8月25日(日)		
	数値制御旋盤			
	フライス盤			
	マシニングセンタ			
仕上げ	機械組立仕上げ			
機械保全	機械系保全			
	電気系保全			
電子機器組立て	電子機器組立て			
建築大工	大工工事			
塗装	金属塗装			
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ			
フラワー装飾	フラワー装飾			
金属熱処理	一般熱処理			平成25年8月25日(日)
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理			
	高周波・炎熱処理			
写真	肖像写真	平成25年9月4日(水)		

(注) 受検手数料欄の( )内は、高等学校、専門学校等の在校生が受検する場合の手数料である。  
(単一等級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
産業洗浄	高圧洗浄	平成25年8月25日(日)	16,500	3,100
塗料調色	調色	平成25年9月8日(日)		



**兵庫県告示第293号**

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成25年度随時実施の3級、基礎1級及び基礎2級技能検定を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日程及び実施職種

別表の検定職種について、平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)までの間において、兵庫県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

(注) 随時実施の3級は、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

(受検申請書は、協会において配布する。)

イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター 1F）  
兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

- ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を現金で納付すること。  
なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。
- イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

合格発表は、兵庫県知事名の合格証書の交付をもって行う。  
このほか、随時3級技能検定合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。  
なお、電話による可否の回答は行わない。

6 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課  
電話 (078) 362-3369
- (2) 兵庫県職業能力開発協会  
電話 (078) 371-2091

別表

検定職種	受検手数料（円）	
	実技試験	学科試験
機械検査、婦人子供服製造	13,700	3,100
さく井、鋳造、鍛造、機械加工（随時3級については普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。基礎1級及び2級については旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	16,500	



兵庫県告示第294号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。  
平成25年3月1日

兵庫県知事 井戸敏三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	照立土井、西杉土井、奥人、富亀土井、茂池波、丸池土井、丸春土井



**兵庫県告示第295号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
美方郡香美町香住区若松676番地の23 竹 中 和 久 同 郡同 町香住区香住1810番地の1 伊 藤 誠一郎 同 郡同 町香住区若松676番地の22 伊 藤 優	香住町	但馬漁業協同組合
豊岡市津居山260番地 瀬 渡 昌 行 同 市津居山343番地 松 本 寛 二 同 市津居山384番地の1 川 尻 清	津居山港	同 上
豊岡市竹野町竹野258番地 山 田 床 四 同 市竹野町竹野1308番地の3 西 垣 公 男 同 市竹野町竹野616番地 飯 倉 建 男	竹野浜	同 上
美方郡香美町香住区上計1170番地 寺 川 恒 明 同 郡同 町香住区沖浦1132番地の2 渡 邊 多 莫 同 郡同 町香住区上計266番地の1 安 達 岩 男	柴山港	同 上

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間 平成25年 3月 1日から同月15日まで

(2) 縦覧場所 香住町加入区 美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合  
 津居山港加入区 同 上 同 上  
 竹野浜加入区 同 上 同 上  
 柴山港加入区 同 上 同 上



**兵庫県告示第296号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市大屋町上山字峯山1197の1、1197の2、1197の3・1197の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第297号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市大屋町中宇向山13の1（次の図に示す部分に限る。）、13の45、13の55、13の56、13の65、13の67、13の69

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市大屋町中宇東京奥山123の1（次の図に示す部分に限る。）、123の20から123の22まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第299号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市大屋町糸原字家ノ奥1の1、3、5、7、8の1、12から14まで、15の2、16から18まで、19の2から19の4まで、21から23まで、23の1、25、26の1から26の4まで、27、28、31、32、37から39まで、41から43まで、44の1、45の1、46の2、47、48、50の2、51の1、53から57まで、59、60の2、60の3、60の5から60の10まで、60の46、61、62、65、68から70まで、72、73の2、73の4、73の5、74、75、76の1から76の3まで、78から83まで、84の1、84の2、86、87の1、87の2、88から96まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第300号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市大屋町糸原字坂尻106の1の甲、106の2から106の4まで、106の6から106の8まで、106の26、106の27、107、108の1、108の2、109、110、110の1、111から117まで、119、120、121の4、121の5、122、123の1、124の2、125、126、130、131の1、131の2、132、133、135から142まで、142の1、142の2、143、144の1、145の1、146、147、147の1、148、149、150の1、150の2、151から172まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第301号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大屋町宮本字倉谷243、244の1、245の1、245の2、245の4、245の9、246、248
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第302号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大屋町宮本字ヲウシテロ264、264の2、265の1、266、266の1、268、269、字ヲウシテ270の1、270の5、270の6
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第303号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大屋町和田字柳31の1、31の2、32、32の1から32の4まで、33、33の1、33の2、35、36の1から36の3まで、37、38の1から38の3まで、39、39の1、40の1

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第304号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大屋町中間字奥山90の1、90の5から90の7まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第305号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
洲本都市計画道路事業  
3. 5. 334号物部曲田塩屋線  
3. 5. 735号汐見線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成9年11月11日から平成25年3月31日まで  
変更後 平成9年11月11日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし

- (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第306号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
赤穂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西播都市計画道路事業  
3. 4. 158号赤穂大橋線  
3. 5. 560号唐船線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成18年 9月26日から平成25年 3月31日まで  
変更後 平成18年 9月26日から平成32年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第307号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 3月 1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 3月 1日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 9 号	佐用郡佐用町三日月字田此1154番8から 同 郡同 町乃井野字赤社1537番3まで	旧	9.0から 27.0まで	396.0	一部 予定地
		新	9.0から 27.0まで	396.0	



**兵庫県告示第308号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 3月 1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 3月 1日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 川 西 三 田 線	宝塚市長谷字ドフノ本6番4から 同 市長谷字北阿弥陀16番まで	旧	9.0から 12.0まで	15.0
		新	9.0から 9.0まで	15.0



**兵庫県告示第309号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民局姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
城 見 台 (2)	姫 路 市		城見台三丁目		1111番185の一部



**兵庫県告示第310号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により、景観形成地区を次のとおり指定し、平成25年 6月 1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、西播磨県民局及び太子町役場において縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別  
 名称 太子町斑鳩地区  
 種別 歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域  
 揖保郡太子町鶴及び馬場の各一部



**兵庫県告示第311号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第1項の規定により、太子町斑鳩地区について、景観形成基準を次のとおり定め、平成25年 6月 1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、西播磨県民局及び太子町役場において縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

太子町斑鳩地区景観形成基準

太子町斑鳩地区は、古くは斑鳩寺を中心とした門前町として形成され、その後、龍野街道及び西国街道沿いに宿場町として発展した地区である。斑鳩寺をはじめ地区内の歴史を感じさせる神社や寺院、歴史的広域遺産とされる条里制の地割り及び大和三山に似た太子の三山（前山、檀特山、立岡山）などの景観資源を活かしつつ、太子町の中心市街地である当地区が、歴史的なまちと中心市街地のにぎわいに調和した「和のまち太子」の基軸として発展していくことを目指す。

地域住民と行政、事業者が一体となって、さらに魅力のある景観の形成を図っていくために、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとする。

- 1 西国街道沿い（かつての宿場町）の景観の維持・保全  
 京都から下関を結ぶ西国街道には、幕末に本陣が置かれたことから宿場町が形成された。その宿場町の景

観を守り育てるために「西国街道景観通り」を設定し、街道沿いでは伝統的意匠を保持した町家の修景をすすめる。

2 龍野街道周辺（かつての宿場町・門前町）の景観形成

龍野街道（現在の中道）は江戸の初期に本陣が置かれ、宿場町として発展し、古くは斑鳩寺を中心とした門前町としても繁栄してきた。これらの景観の維持と創造を図るために「ふるさと景観通り」を設定し、街道沿いでは伝統的意匠を活かした修景をすすめる。

3 良好な参道の景観形成

西国街道から斑鳩寺、稗田神社へとつながる参道にふさわしい良好な景観を形成するために「参道景観通り」を設定し、参道沿いでは伝統的意匠を活かした修景をすすめる。

4 周辺中心市街地の都市景観との調和

歴史的な景観を維持・創造していく当地区は、太子町役場及びスーパーマーケット等が立地している中心市街地でもある。各景観通りの周辺を含めて歴史的景観形成地区に指定することにより、周辺の市街地景観との調和を図る。

具体的な景観形成基準は、別表のとおりとする。ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等又は自動販売機については、これによらないことができる。

別表

1 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定地区全域	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>階数は原則として3階以下とする。やむを得ず4階建てとする場合は、通りからの景観に配慮した建築物の配置及び意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。</li> <li>基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根を基本とする。</li> <li>黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。全色相、明度5以下、彩度1以下とし、無彩色の場合は、明度6以下とする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りでない。</li> </ul>	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。</li> <li>色相はY R（橙）系及びY（黄）系の5 Yまでとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。</li> </ul>	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>建具は周囲と調和した落ち着いた色彩とする。</li> </ul>	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> <li>生垣、花壇等沿道の緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が街道からセットバックしていない場合はこの限りでない。</li> </ul>	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調機（室外機、ダクト類等）は、できるだけ通りから見えにくい場所に設置する。</li> <li>屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ目立たない意匠及び色彩とし、通りから見えにくい場所に設置する。</li> </ul>	
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。</li> </ul>	
西国街道景観通り	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。</li> <li>やむを得ず通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。</li> </ul>	

	高さ	・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。
	屋根・庇	・屋根は入母屋平入り、又は切妻平入りの和瓦葺きとし、屋根勾配は伝統的な周辺の建物に合わせる。 ・1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺きを基調とし、軒先の位置と勾配を伝統的な周囲の建物に合わせる。
	外壁	・通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り、板張り又はこれに類した和風意匠とする。
	建具	・通りに面する開口部や格子等は、伝統的な様式を基調とした意匠とする。 ・伝統的意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。やむを得ずアルミサッシを用いる場合は、黒色又は褐色とする。
	外構	・門、塀を設ける場合は、町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠のものとする。
	建築設備等	・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。
ふるさと景観通り	高さ	・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。
	屋根	・入母屋、切妻、寄棟の和風の勾配屋根とする。 ・仕上げは、黒ないし灰色の瓦葺きを基調とする。
	外壁	・黒、白、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とし、漆喰塗り、板張り等の伝統的な仕上げとするように努める。
	建具	・建具は木製とすることが望ましい。やむを得ずアルミサッシを用いる場合は、黒色又は褐色とする。
	外構	・門、塀を設ける場合は、素地のコンクリートブロック塀を避け、町並みとの調和と連続性に配慮した和風意匠のもの、又は生け垣とするよう努める。
	建築設備等	・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。
参道景観通り		・建築物の「高さ」、「屋根」、「外壁」、「建具」、「外構」、「建築設備等」に係る基準は「ふるさと景観通り」の基準による。
	植栽等	・通りに面した部分は、常緑樹の植栽に努める。

※ 近代洋風建築の修景等については、上記の基準によらず、建物の特性にふさわしいものとするよう努める。

2 自動販売機に関する基準

項目	景観形成基準
位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。

色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。</li> <li>・それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。具体的には、背景が土壁等の場合は、色相 5 Y、明度7.5、彩度1.5を、焼杉板等の場合は、色相 5 Y R、明度 3、彩度 1 を基本とする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul>



**兵庫県告示第312号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
氏名 内 田 猛  
住所 養父市八鹿町高柳153—1
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 ピュアホテル  
所在地 養父市八鹿町高柳153—1
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課  
縦覧期間 平成25年 3月 1日から同月14日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成25年 3月 1日から同月14日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第313号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社デジタルアーツ  
代表者の氏名 中 村 光 男  
住所 加古郡稲美町中村1028番地の4
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 （仮称）5カラット山崎店  
所在地 宍粟市山崎町御名字荒神前341番ほか
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 平成25年 3月 1日から同月14日まで

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成25年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
三輪石油販売 株式会社	宍粟市山崎町山崎488番地	平成25年1月1日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年3月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アミング潮江ウエスト1番館・2番館  
所在地 尼崎市潮江1丁目16番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	常 陰 均
アミング開発株式会社	尼崎市潮江一丁目4番5号	岩 田 強
株式会社エーベル	尼崎市南塚口町一丁目30番11号	池 田 平 一

外8者

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8番7号	千 野 和 利
アミング開発株式会社	尼崎市潮江一丁目4番5号	岡 田 武
中 西 務	尼崎市潮江1丁目7番1—405号	

外12者

イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	常 陰 均
アミング開発株式会社	尼崎市潮江一丁目4番5号	岩 田 強
中 西 務	尼崎市潮江1丁目5番1—2509号	

外8者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8番7号	千 野 和 利
日本トイザらス株式会社	川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館11階	田 崎 翠

神埼中央市場 外13者	尼崎市潮江1丁目16番1号	藤原正人
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪食	大阪市北区角田町8番7号	千野和利
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町1丁目8番4号	杉浦広一
有限会社ダイワスポーツ	尼崎市御園1丁目20番1号611号室	橋本勝己
外10者		

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年6月20日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年4月11日ほか

5 届出年月日

平成25年2月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成25年3月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成25年7月1日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオン明石ショッピングセンター  
所在地 明石市大久保町ゆりのき通三丁目3の2ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要  
近隣小中学校及び幼稚園の通学・登園について、引き続き安全確保に努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成25年3月1日から1月間



**二級建築士試験及び木造建築士試験の実施**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成25年3月1日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 試験日時

## (1) 二級建築士試験

学科の試験 平成25年7月7日(日)  
10:00～13:00(3時間) 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)  
14:10～17:10(3時間) 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)  
設計製図の試験 平成25年9月15日(日)  
11:00～16:00(5時間)

## (2) 木造建築士試験

学科の試験 平成25年7月28日(日)  
10:00～13:00(3時間) 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)  
14:10～17:10(3時間) 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)  
設計製図の試験 平成25年10月13日(日)  
11:00～16:00(5時間)

## 2 試験場所

## (1) 二級建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学  
設計製図の試験 同上

## (2) 木造建築士試験

学科の試験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学  
設計製図の試験 同上

## 3 受験資格

建築士法第15条のいずれかに該当する者であること。

## 4 受験申込手続

## (1) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。

## ア 受付場所及び受付期間

兵庫県農業共済会館 神戸市中央区下山手通4-15-3  
平成25年4月11日(木)から同月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を含む。)  
受付時間は、午前10時から午後5時まで

## イ 受験申込方法

原則として、本人が持参することとする(実務経歴及び証明書等の確認を行うため。)

## ウ 手数料

16,900円をセンター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される振替払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。

なお、受験手数料は、受験申込受付後は返還しない。

## (2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

## ア 受験申込受付期間

平成25年3月28日(木)午前10時から同年4月3日(水)午後4時まで

## イ 受験申込方法

センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

## ウ 手数料

16,900円をセンター指定のクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。

なお、受験手数料は、受験申込受付後は返還しない。



相生市若狭野町入野1814番2

高 田 哲 藏

3 許可年月日及び許可番号

平成24年6月26日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1－5号（24相生）

病 院 局 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年3月1日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤 原 久 義

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
平成25年度兵庫県立尼崎病院施設の清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県立尼崎病院 尼崎市東大物町1丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年12月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
大和建物サービス株式会社 尼崎市開明町2番11号
- 5 落札金額  
62,685,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年11月16日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年3月1日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立塚口病院長 藤 原 久 義

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
診断用X線テレビ装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県立塚口病院 尼崎市南塚口町6丁目8番17号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年1月23日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社日立メディコ神戸支店 神戸市中央区中町通2丁目3番2号
- 5 落札金額  
28,245,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年12月21日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 3 月 1 日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
体外式衝撃波結石破砕装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県立淡路病院 洲本市下加茂 1 丁目 6 番 6 号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年12月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町 5 丁目 4 番 8 号
- 5 落札金額  
54,967,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年11月27日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成25年 3 月 1 日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
重症系部門システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県立淡路病院 洲本市下加茂 1 丁目 6 番 6 号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年12月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町 5 丁目 4 番 8 号
- 5 落札金額  
298,725,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年11月27日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成25年 3 月 1 日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
温冷配膳車 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県立淡路病院 洲本市下加茂 1 丁目 6 番 6 号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年12月21日

- 4 落札者の名称及び住所  
日本調理機株式会社神戸営業所 神戸市中央区日暮通4丁目1番7-201号
- 5 落札金額  
39,795,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年11月27日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成25年3月1日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立がんセンター院長 西村 隆一郎

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
遠隔操作型内視鏡下手術システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13番70号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年12月13日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社アダチ 大阪市中央区内平野町3丁目2番10号
- 5 落札金額  
315,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年10月30日



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。  
平成25年3月1日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立淡路病院院長 加堂 哲治

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
デジタルX線画像診断システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県立淡路病院 洲本市下加茂1丁目6番6号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年12月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社やよい神戸営業所 神戸市兵庫区神明町1番36
- 5 随意契約に係る契約金額  
64,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成24年11月27日

- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成25年 3月 1日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
人工透析システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県立淡路病院 洲本市下加茂1丁目6番6号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年12月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
45,675,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成24年11月27日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成25年 3月 1日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
ICUベッド 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県立淡路病院 洲本市下加茂1丁目6番6号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年12月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
46,725,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成24年11月27日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。